

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

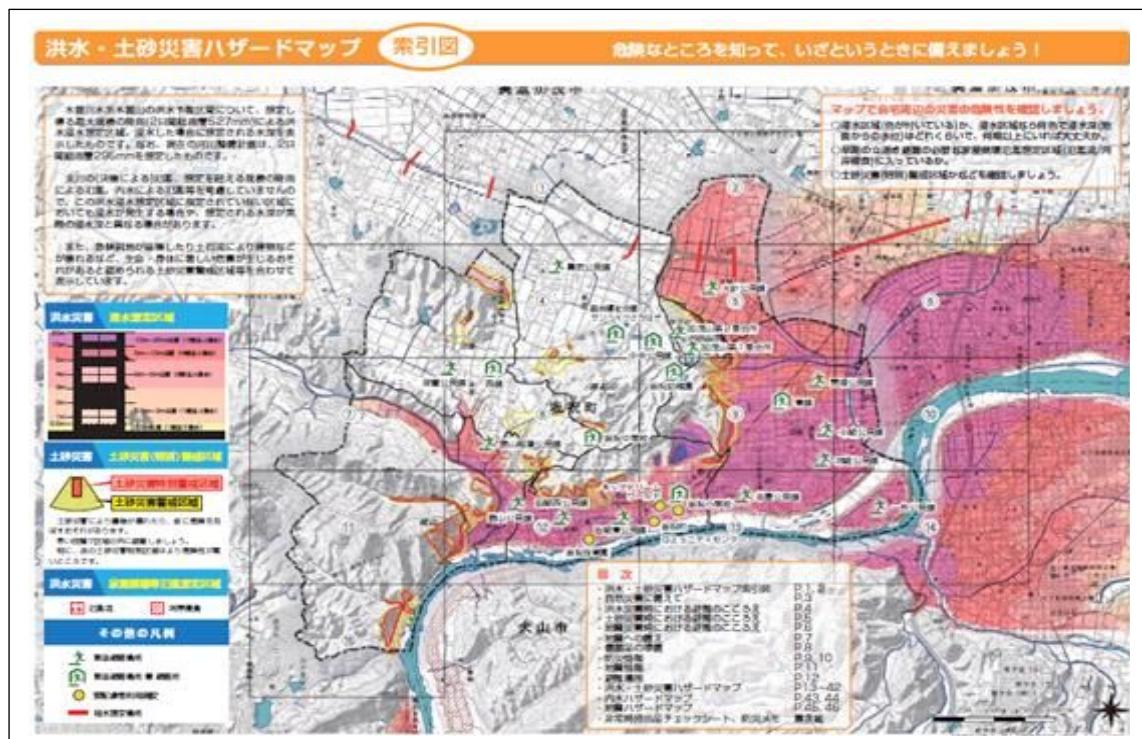
I 現状

（1）地域の災害リスク

① 水害

町の中央部、西部が山地の地形にあって、木曽川をはじめ中小河川があり、昭和58年の台風10号もたらした大洪水に見られるように、昨今における山地の開発あるいは異常気象等により、予測できない降雨、大洪水による護岸堤防の決壊、出水、山地の崩壊、土砂の算出等によって家屋の流失、浸水、人命の被害、農地等の埋没等水害の危険性が内在している。

具体的に坂祝町ハザードマップによると、2日間総雨量527mmのとき、木曽川水系木曽川が氾濫し、北東部から東部・南部・南西部において、又は大針・酒倉・取組・勝山地区において最大3m～10m未満の浸水が想定されている。



出典：坂祝町防災ガイドブック（洪水・砂災害ハザードマップ）

② 震災

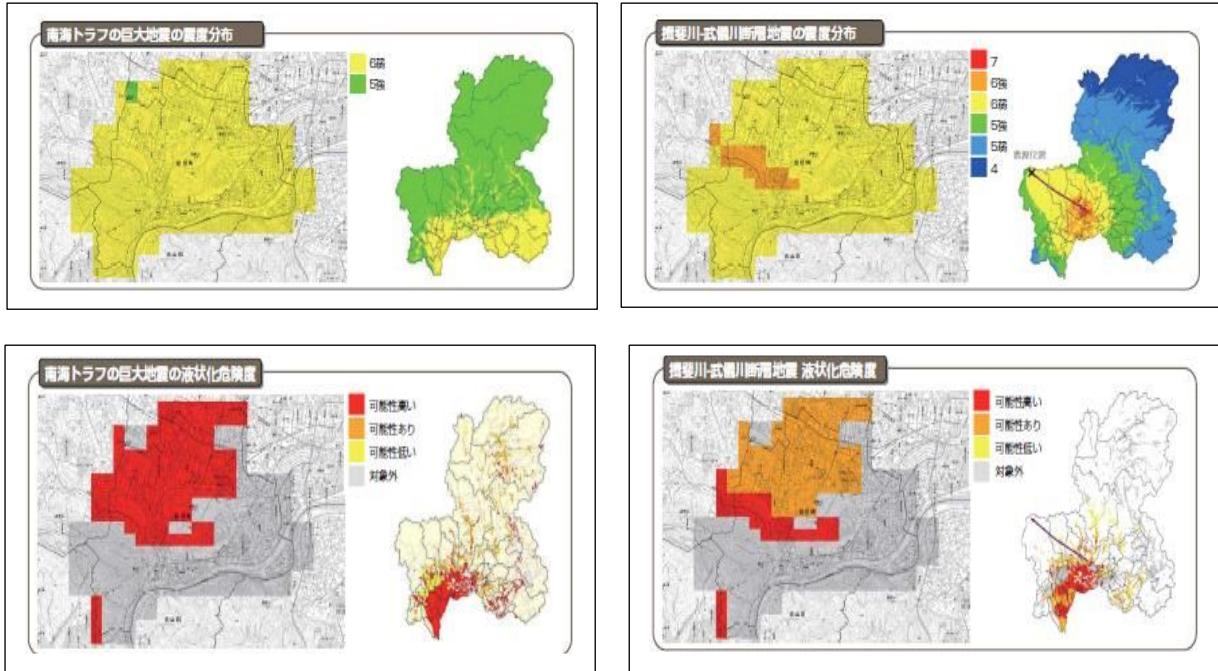
中央日本の地域は、内陸での地震が活発であり、マグニチュード6～7程度の地震がしばしば発生し、震央を中心に被害が発生している。なかでも明治24年には、内陸型地震としては我が国最大の規模である濃尾地震（M8.0）の直撃を受け、広域にわたって大きな被害が発生した。

最近は駿河湾沖の東海地震が憂慮され、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。また、内陸型地震にあっては東濃の阿寺断層が過去の活発な活動にもかかわらず大した地震の発生をみていないが、大地震発生の危険性が高いと予測されている。

坂祝町への影響が最も大きい直下型地震である「揖斐川-武儀川断層地震」の震度分布と液状化危険度分布を示します。M7.7程度を想定したものです。

地震は、他災害と異なり直接的な予防対策が困難であるため、予測される東海地震等あるいは

最大級の直下型地震が発生すれば家屋の密集地を中心に被害の拡大は免れない。さらに、石油、ガス等危険物が分散している状況にあって、強風下等の悪条件が重なれば、地震火災など二次災害の拡大となり、人的被害を含めて壊滅的な状況にも対応できるよう準備しておく必要がある。



坂祝町は、内閣府が指定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」に入っている。南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域(強震断層域)におけるマグニチュード9.0規模で、その基本ケースと同じ震源を想定した震度分布、液状化危険度の分布を示す。30年以内に、70%～80%の確率で起こることが予想されている。

出典：坂祝町防災ガイドブック 地震ハザードマップ

③ その他（内水災害）

内水災害とは、梅雨の長雨や集中豪雨、台風のもたらす大雨など、河川の流下能力を上回る降雨により河川の水位が増して、一時的に河川の流下能力が飽和状態となり、辺り一帯に滯水状態を引き起こす排水不良による水害の事である。

当町には、加茂川や迫間川をはじめとする中小河川が流れしており、近年における山地の開発や異常気象によって内水災害が起こるおそれがある。

近年の大型台風や異常気象により、木曽川上流（飛騨川含む）地域に大雨が降るたびに、木曽川の水位が上昇するため、町内ではたびたび内水氾濫が起きており深刻な被害となっている。

令和3年8月14日～15日の前線停滞による大雨の際にも大きな被害を受けている。

④ 感染症

感染症とは、環境中（大気、水、土壤、動物（人も含む）など）に存在する病原性の微生物が、人の体内に侵入することで引き起こす疾患である。微生物には細菌、ウィルス、真菌（カビ、酵母等）があり、インフルエンザは10年から40年の周期で出現し大きな流行を繰り返している。

現在は新型コロナウィルスが2019年以降短期間で全世界に広がり、日本国内でも全国的かつ急速にまん延している。坂祝町においても町民の生命や健康に重大な影響を与えており、感染症においても自然災害と同等の対策が必要である。

⑤ 過去の災害

坂祝町における主な災害は、次のとおりである。

災害発生年月日	災害の種別	主な被害地域	被害状況その他
昭和34年9月26日	風水害 (伊勢湾台風)	町内一円	住家の全壊44戸・半壊52戸、 非住家の全壊27戸
昭和36年9月18日	風水害 (第二室戸台風)	町内一円	非住家の全壊9戸・半壊2戸 床上浸水1戸、床下浸水2戸
昭和58年9月28日	風水害 (台風10号)	町内一円	全壊家屋4戸、半壊家屋7戸 床上浸水195戸、床下浸水72戸 羅災世帯246世帯・969人
平成4年8月11日	集中豪雨	町内一円	一部損壊家屋1戸 床上浸水4戸、床下浸水66戸
平成12年9月11日	集中豪雨 (恵南豪雨)	町内一円	床上浸水12戸、床下浸水2戸
平成23年9月20日	風水害 (台風15号)	町内一円	床上浸水4戸、床下浸水1戸 地下室の浸水1戸、車両水没1台 堤防の崩落 一色地区1カ所 避難状況 避難所開設4カ所 避難者数37世帯、85人

(2) 商工業者の状況

- 商工業者数 216人
- 小規模事業者数 157人

【内訳】

	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
農林漁業	2	2	
建設業	25	22	
製造業	52	36	
運輸業、郵便業	10	1	
卸売業、小売業	53	36	
金融業、保険業	1	1	
不動産業、物品賃貸業	7	6	
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	
宿泊業、飲食サービス業	25	15	
生活関連サービス業、娯楽業	20	16	
教育・学習支援業	10	8	
医療、福祉	15	3	
複合サービス業	4	1	
サービス業(他に分類されないもの)	16	1	
合 計	242	150	東部の酒倉地区において工場が複数立地し工業地域となっている。

※出典：平成28年経済センサス

(3) これまでの取組み

1 坂祝町の取組み

- ・坂祝町地域防災計画の策定（令和元年12月改定）
- ・年に1回町内において自主防災訓練の実施
 - 実施日：9月第一日曜日（令和元年・2年度は新型コロナの影響で中止）
- ・食料の備蓄
 - 場所：6か所（東館・西館・中央公民館・小学校・幼稚園・中学校）
 - 種類：主食～副食 約20,000食
- ・備品の備蓄
 - 場所：7か所（上記の他、役場南）
 - 種類：防災用資機材、物資、給水用資機材等、92種類 23,431個
- ・自主防災組織の育成
 - 18の自治会を主体とする自主防災組織を作成
- ・坂祝町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（令和2年8月改訂）

2 坂祝町商工会の取組み

- ・当会の事業継続計画（BCP）を策定（令和2年9月15日）
- ・事業継続力強化計画セミナーの開催及び情報発信。

II 課題

① 事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定の推進

当町の小規模事業者の多くは、山積する経営課題に日々対応せざるを得ない状況で、自然災害や感染症への事前対策が差し置かれがちである。各事業所は限られた経営資源において事業活動を行っており、必要に差し迫っていない事業継続への関心が低く、取組意欲も希薄である。また、関心があっても作成に関するノウハウを有していないため作成に至らない。したがってまずは事業継続への意識を高める啓蒙活動が不可欠であり、目的を理解してもらったうえで事業継続力強化計画を策定していく必要がある。

商工会としては、自然災害時に事業所の被害を最小に抑えるための「事業継続力強化計画」と災害後も最小限の事業を継続するための「事業継続計画（BCP）」の策定が急務であると考える。まずは、認定を受けることで事業所にとってメリットのある「事業継続力強化計画」の認定を受けることを推進していく。

事業継続計画（BCP）

- ①重要業務と目標復旧時間の決定
- ②事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
- ③業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ④継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

事業継続力強化計画（認定対象）

- ①事業継続力強化の必要性の認識
- ②脅威と発生時の被害発生の認識
- ③必要な事前対策（防災+事業継続、訓練の実施を含む）
 - の抽出と実施計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化
 - （人命安全確保～被害状況確保～顧客報告）
 - 経済産業大臣の認定。
 - 税制優遇や補助金の加点などメリットがある。

② 商工会職員の支援スキルの習得

当会は、これまで「経営改善普及事業」や「経営発達支援事業」を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできたが、事業者の事業継続支援のための知識や経験が乏しく、地域の小規模事業者にとって、有用な事業継続対策を支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③ 災害発生時の体制強化

当会の事業継続計画（B C P）は策定したばかりであり、現時点においては大きな自然災害が発生した際に正常に機能するかどうかは不確定である。また、現時点においては当会と当町、その他関係機関との間でも自然災害発生時の連携が取れていないため、有事の際に商工会活動の早期復旧を図るためにも、関係機関との連携体制を見直し、整備していく必要がある。

III 目標

自然災害等の発生時においても、影響を最小限に食い止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持安定を目指す。その実現に向け、有事前においては事前対策に資する事業継続力強化計画、有事後の事業継続に資する事業継続計画

（B C P）の策定支援を強化する。事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図る。

また、様々な感染症対策についても、自然災害と同様に、小規模事業者にとっては大きなりスクを与える可能性もあるため、事業継続力強化計画に含むことが重要になってくる。

① 事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定

巡回・窓口指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害リスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所の立地や経営状況など個社の環境に則した事業継続力強化計画の策定を支援する。

また、岐阜県商工会連合会の協力のもと、事業継続力強化計画策定に関するセミナー等を企画運営することで、小規模事業者に計画策定の重要性やメリットなどを啓蒙する。

（目標件数）

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年10件
- ・事業継続力強化計画策定支援事業者数：年2事業者
- ・事業継続力強化計画認定事業者数：年1事業者

② 商工会職員の支援スキルの向上

事業継続力強化計画策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援の手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③ 災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、当会の事業継続計画（B C P）の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取組む。

また、当会と当町をはじめとする各関係機関とが、被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・町内小規模事業者に対し、坂祝町防災ガイドブックを活用し、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクを認識してもらうため、注意喚起。
- ・損害保険の加入等、自然災害等で被害を受けた事業所の早期事業活動再開に資する取組や対策の普及啓発及び事業継続力強化計画の認定制度をはじめとした各種制度の情報提供。
- ・小規模事業者による事業継続力強化計画及び事業継続計画（B C P）の策定に関する指導助言。
- ・事業継続力強化に取組む小規模事業者に対するフォローアップ。
- ・小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有。
- ・自然災害等が発生した場合における商工業の被害状況の把握及び坂祝町への報告。
- ・応急復旧に従事する小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取り組み状況の確認。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

啓発活動

- ・巡回指導時等に、ハザードマップや新型コロナウィルス感染症に係る業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・岐阜県や岐阜県商工会連合会など関係機関が行う、事業継続力強化計画策定セミナー等を小規模事業者へ積極的に周知する。
- ・商工会理事会、経済クラブなど各種団体活動において、事業継続力強化計画策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

2) 事業継続力強化計画認定・事業継続計画（B C P）策定支援

- ・啓発活動にて計画の必要性に対する理解を深めてもらい、計画策定へとつなげる。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。
- ・事業所向けのセミナーを開催し、策定を支援する。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供する。
- ・可茂地区の各商工会と定期的に開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・策定した事業継続力強化計画や事業継続計画（B C P）の取組状況を年1回確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・当会と当町により、本計画の状況確認や改善点等について、年1回協議し情報共有する。
- ・事業継続力強化計画を事業継続計画（B C P）作成の入口として位置付け、B C P策定を促す。
- ・事業継続力強化計画が認定された事業者を主な対象として、事業者B C Pの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は年1回9月に実施する。）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認及び対応方針

①自然災害時の対応

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認し、坂祝町に報告する。

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

②感染症時の対応

- ・当会は、感染拡大防止を図るため、各種事業所へ感染防止措置を実施するよう要請する。
- ・当会は町と協力し、町や県及び国が行う各種支援を把握し、事業所へ広報する。

2) 事業継続に向けた支援の確認

- ・当会及び当町は、被災中小企業の自立を支援するための援助金・助成措置を確認し広く広報する。

3) 応急対応の方針決定

- ・坂祝町商工会と坂祝町の間の、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・本計画は、坂祝町商工会と坂祝町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 町内会員事業所のうち10%（40件）程度で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 町内会員事業所のうち3%（12件）程度で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 町内会員事業所のうち3%（12件）程度で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 町内会員事業所のうち2%（8件）程度で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

・連絡先窓口

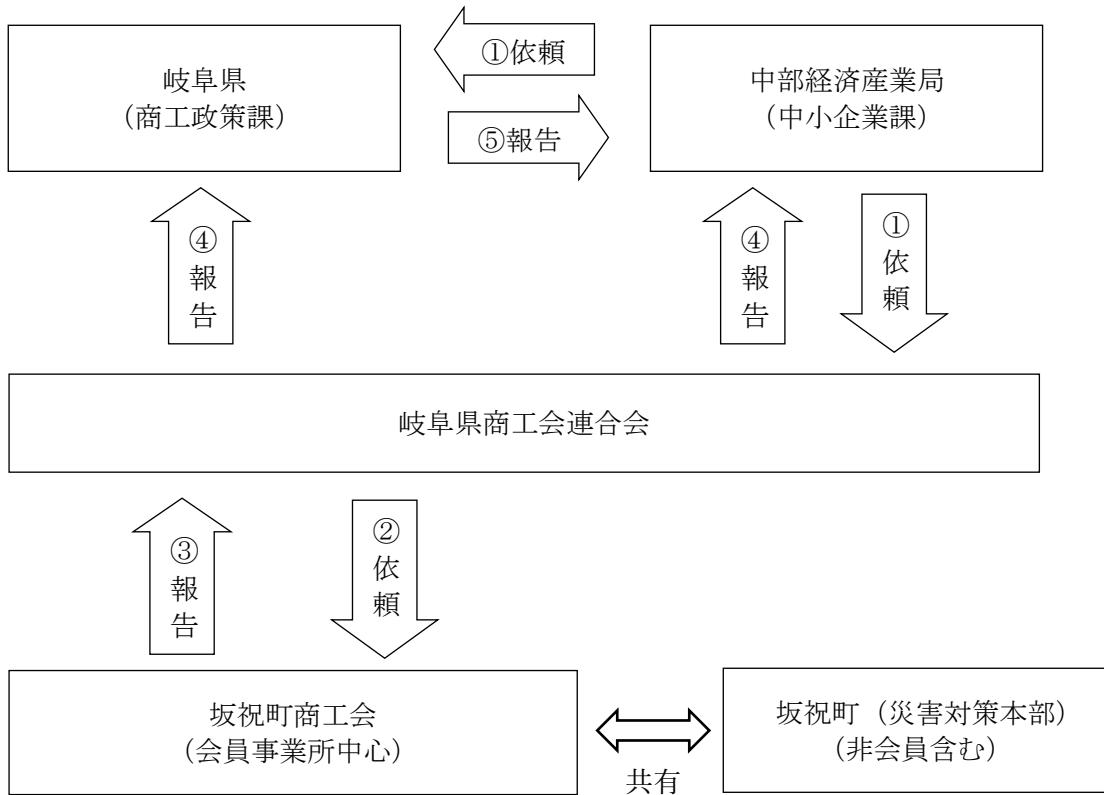
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
坂祝町	企画課課長	企画課係長
坂祝町商工会	事務局長（法定経営指導員）	経営指導員

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

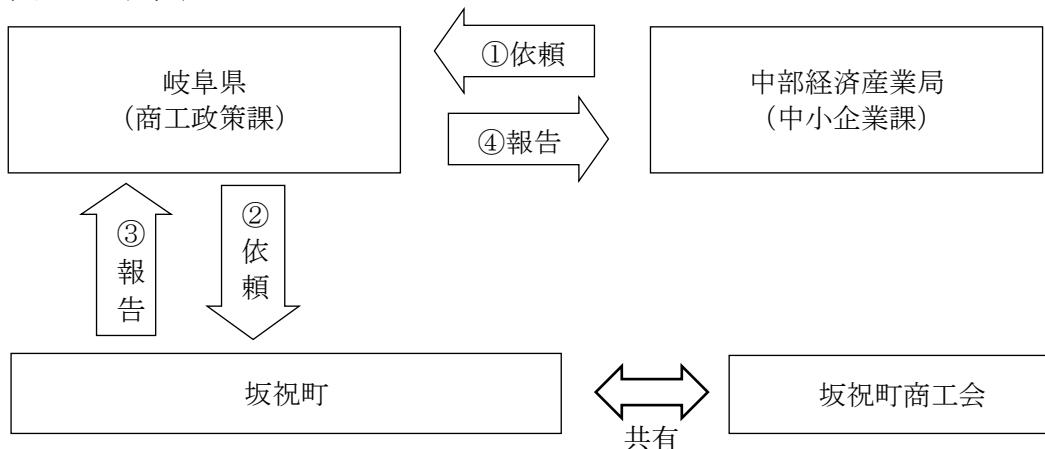
- ・自然災害等発生時に、町内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町が共有した情報を、坂祝町地域防災計画 様式集の「商工業関係被害状況等報告書（様式13号）」に定める事項、区分に従って調査し、当会より県商工政策課へ報告する。

<被害情報の流れ> 国及び県への災害発生時における被害情報の収集・報告について

(初動対応)



(被害実態の把握)



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、坂祝町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

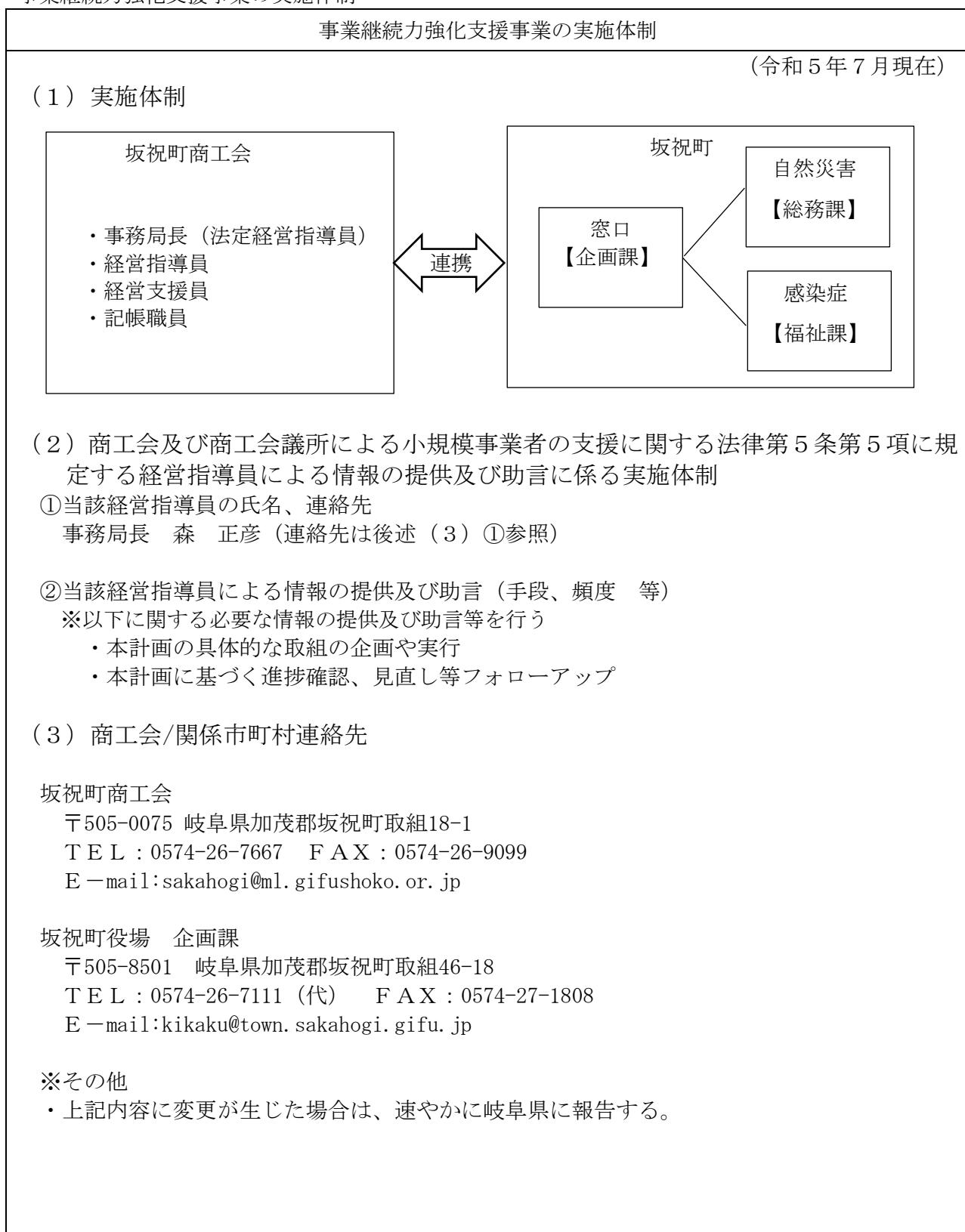
<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・当会は災害復旧貸付金等により、運転資金、設備復旧資金等の相談・対応等を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)
事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	60	60	60	60	60
3. 関係団体等との協議への 出席旅費	10	10	10	10	10
4. 共同セミナー(可茂地区)	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等